

各 位

会 社 名 株式会社エイジス  
 代 表 者 代表取締役社長 福田 久也  
 (東証スタンダード コード番号 :4659)  
 問い合わせ先 経営企画室長 小川 善央  
 TEL 043-350-0911

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月24日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 本社ビルの売却に伴い、事業運営の柔軟性を高めるため、本店の所在地を「千葉県千葉市花見川区」から「千葉県千葉市」への変更を行うものであります。なお、変更後の本店の所在地の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。
- (2) 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
第1章 総則	第1章 総則
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を千葉県千葉市花見川区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を千葉県千葉市に置く。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(新 設)	3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u>
(新 設)	4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間 は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(新 設)	5 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u>

現行定款	変更定款案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日                    2025年6月24日(火)(予定)

定款変更の効力発生日                                同上

以 上